

海外展開における模倣品対策の現状と課題

令和4年11月9日

特許庁総務部

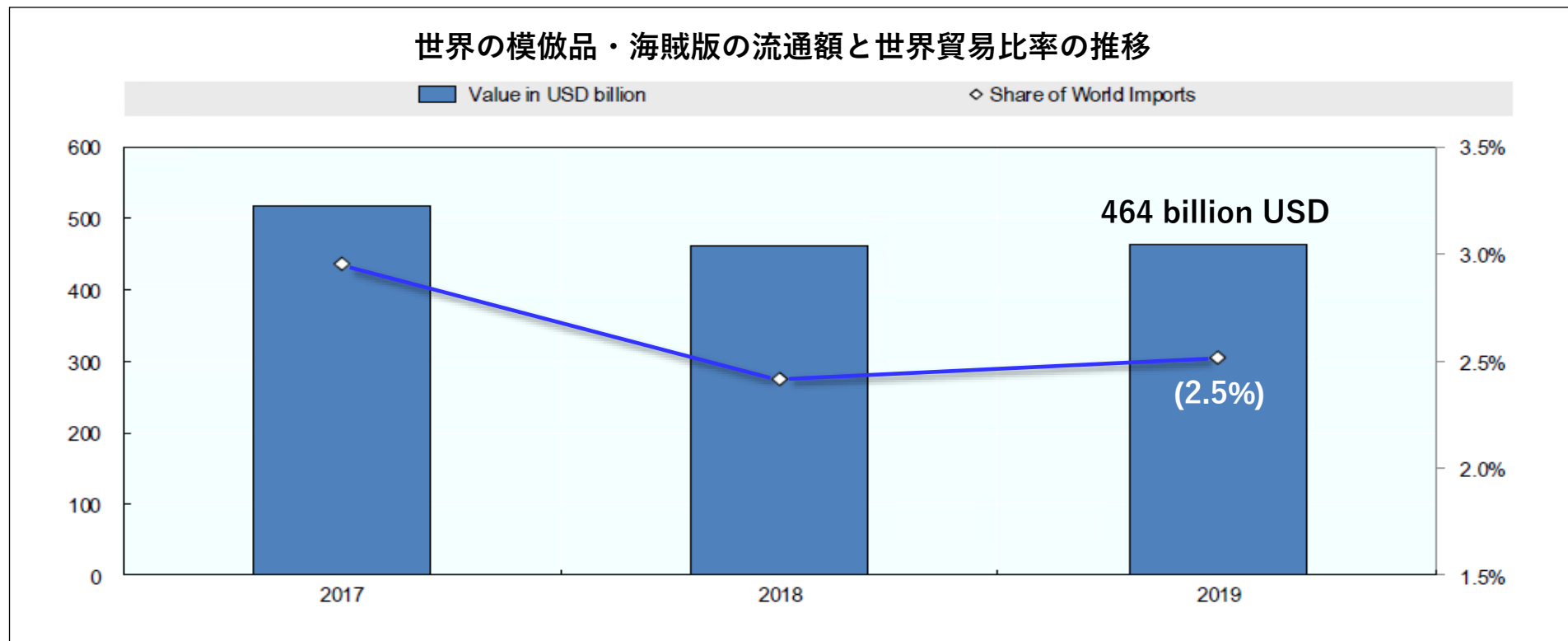
国際協力課模倣品対策室



- 1 模倣品の概況／水際対策強化に向けた国内の動き
- 2 官民協力しての取り組み（国際知的財産保護フォーラム）
- 3 今後の課題：SDGsの活用

1. 模倣品の概況：世界に拡散する模倣品

- OECDによると、2019年の世界の模倣品・海賊版（インターネット上の海賊版を除く）の流通額は、最大4,640億ドル（約50.6兆円）に達する可能性があると推計（世界貿易額の最大2.5%）。



注：国内で製造及び消費された模倣品・海賊版や、インターネット経由で配布されている海賊版デジタル製品は含まない。

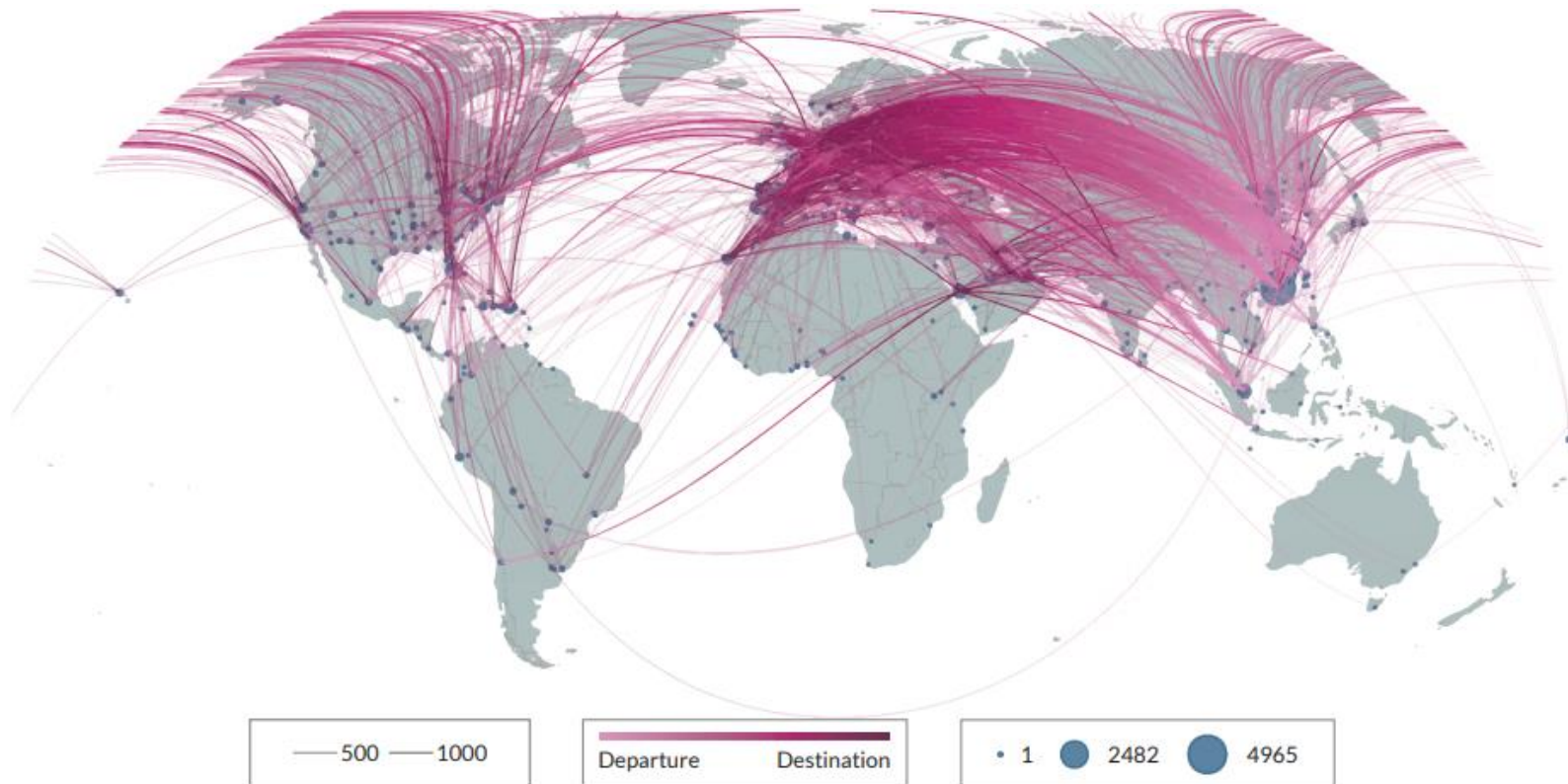
注：円換算レートは2019年全営業日仲値の単純平均値(109.05円/\$)

出典：OECD「Global Trade in Fakes A Worrying Threat」（2021年6月）

<https://www.oecd.org/publications/global-trade-in-fakes-74c81154-en.htm>

1. 模倣品の概況：世界に拡散する模倣品

- 世界税関機構（WCO）は、各国税関における知財権取締りデータを世界地図に落とし込み、模倣品の流通経路を示している。
- 模倣品が世界各国に拡散している様子が見て取れるが、特に、中国を始点（発送地）とする線の量が多く、中国は模倣品製造大国として認識されている。



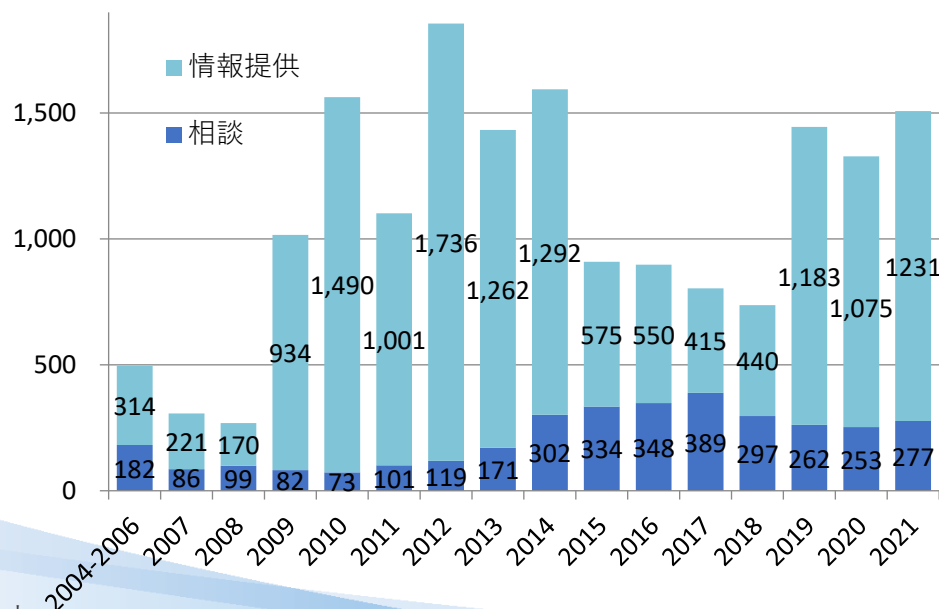
出典：WCO「Illicit Trade Report 2019」（2020年7月）

<http://www.wcoomd.org/en/media/newsroom/2020/july/the-wco-issues-its-2019-illicit-trade-report.aspx>

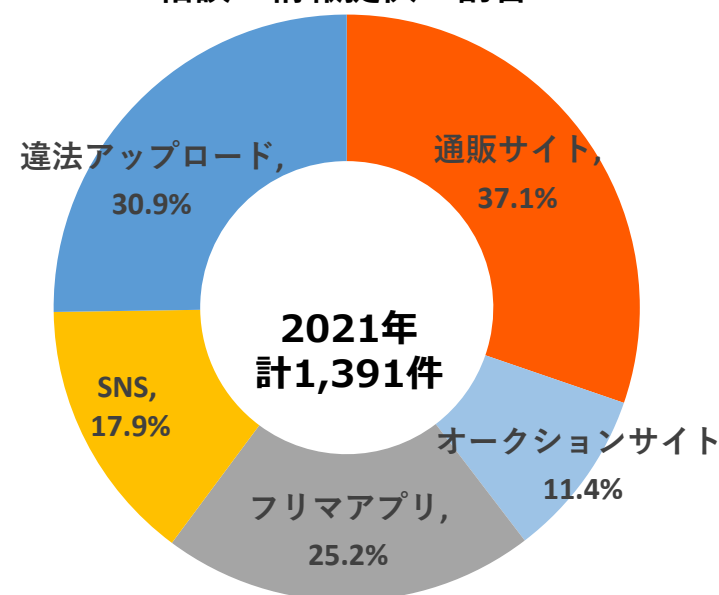
1. 模倣品の概況：政府窓口への相談・情報提供

- 2021年の受付件数の総数は1,508件。うち、相談件数については277件。
 - インターネット取引関連の相談・情報提供（通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロードを合計したもの）は、「項目ベース」で1,391件（詳細は年次報告2022の(1)②を参照）。
 - フリマアプリなどインターネット上のCtoC（個人間）取引における模倣品出品に関する相談・情報提供が多数寄せられている。
 - ◆ インターネット取引に関する相談・情報提供のうち、59.5%がCtoC取引の案件

相談・情報提供の受付件数



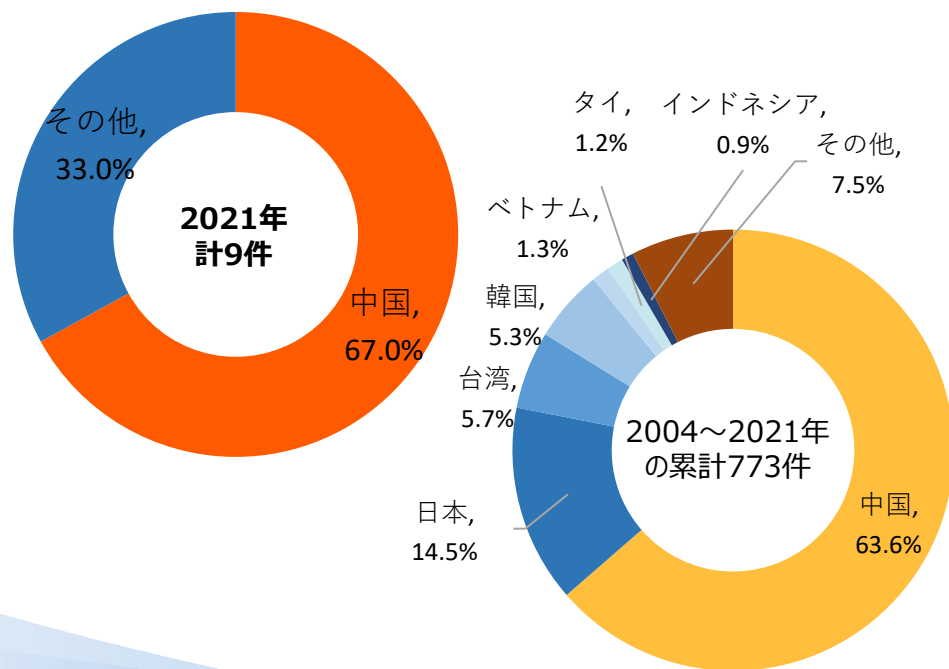
インターネット取引に関連する相談・情報提供の割合



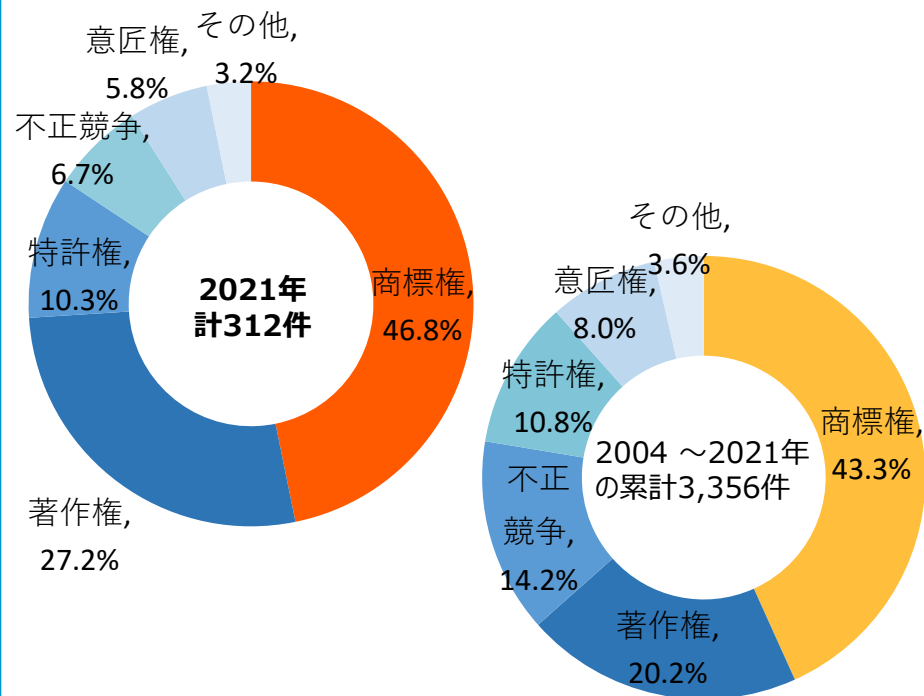
1. 模倣品の概況：相談等の内訳

- 2021年の製造（発生）国・地域が判明している相談のうち、項目ベースで中国（香港を含む）が製造（発生）地である案件が多い（詳細は年次報告2022の(2)を参照）。
- 2021年の相談案件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなものは多い順に項目ベースで商標権、著作権に関する相談（詳細は年次報告2022の(3)を参照）。
 - 不正競争については形態模倣の相談が多く、意匠権と合わせて形態模倣に関する被害が深刻な状況がうかがえる。

製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合



知的財産権別相談案件の割合



1. 模倣品の概況：我が国産業界が被る模倣品被害の現状

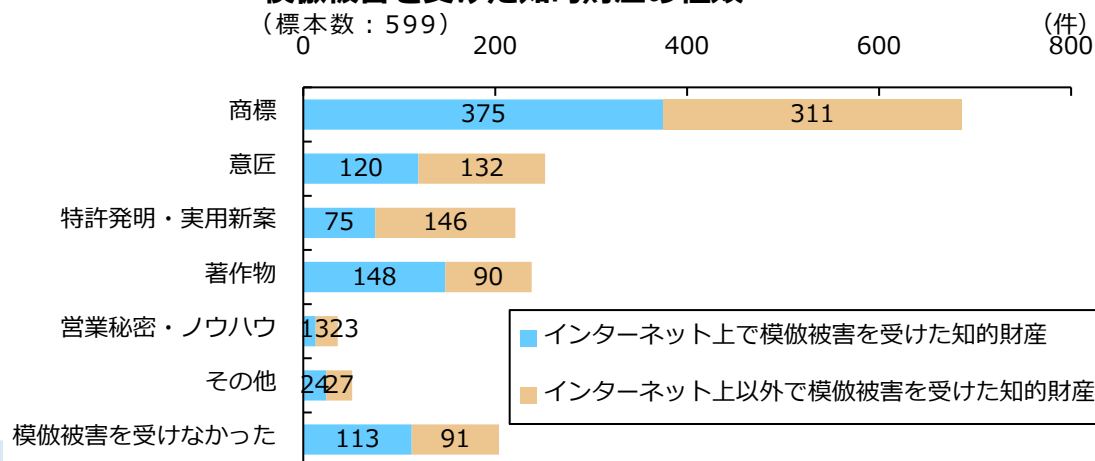
- 世界中で模倣品が流通しており、令和3年度知的財産活動調査においても回答者の18.0%が「模倣被害があった」と回答。
- 模倣被害を受けた知的財産の種類は、「インターネット上」では「商標」「著作物」「意匠」の順に多く、「インターネット上以外」では「商標」「特許発明・実用新案」「意匠」の順に多かった。
- 模倣品の製造/販売国・地域は、**中国**が最多を示す。

模倣被害の有無

	標本数	模倣被害の有無		
		被害があった	被害が無かった	不明
全体	3,350	602	1,399	1,349
割合(%)	100.0%	18.0%	41.8%	40.3%

模倣被害を受けた知的財産の種類

(標本数：599)



模倣被害に係る物品の製造国・地域、販売提供国・地域

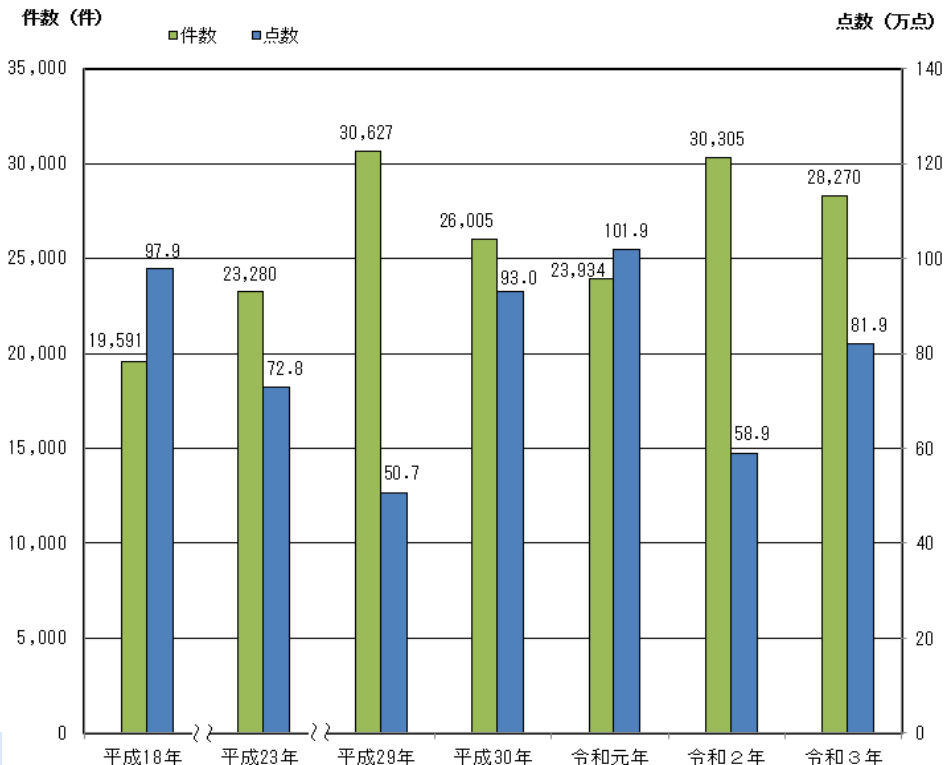
		(標本数：585)									
販売提供国・地域	製造国・地域 把握していない	日本	中国(香港を除く)	香港	台湾	韓国	その他アジア	外アジア			
把握していない	61	24	34	26	26	27	33	32			
日本	54	125	139	5	12	13	8	5			
中国(香港を除く)	57	36	245	2	11	7	7	7			
香港	32	6	43	4	1	0	0	1			
台湾	31	5	47	1	23	0	2	2			
韓国	31	5	28	1	1	17	0	1			
インドネシア	30	3	33	0	1	0	8	1			
タイ	31	4	33	0	1	0	7	1			
マレーシア	31	4	37	0	1	0	7	0			
シンガポール	27	2	25	0	0	0	4	0			
ベトナム	31	4	37	0	0	0	10	2			
フィリピン	32	2	28	0	0	0	4	0			
インド	31	4	21	0	0	0	17	1			
その他アジア	30	2	25	0	0	0	3	1			
アラブ首長国連邦(UAE)	26	1	19	0	0	0	4	3			
サウジアラビア	29	1	15	0	0	0	3	2			
その他中東	29	1	22	0	0	0	3	4			
欧州	35	2	55	3	2	0	6	7			
ケニア	30	0	6	0	0	0	1	1			
その他アフリカ	33	0	17	1	0	0	3	2			
北米	30	2	51	3	6	1	2	5			
中南米	32	1	28	1	2	0	2	9			
大洋州	29	0	13	0	0	0	1	3			

出典：特許庁「令和3年度知的財産活動調査報告書」（2022年4月）
 (件数は回収した標本をそのまま集計したデータ。)

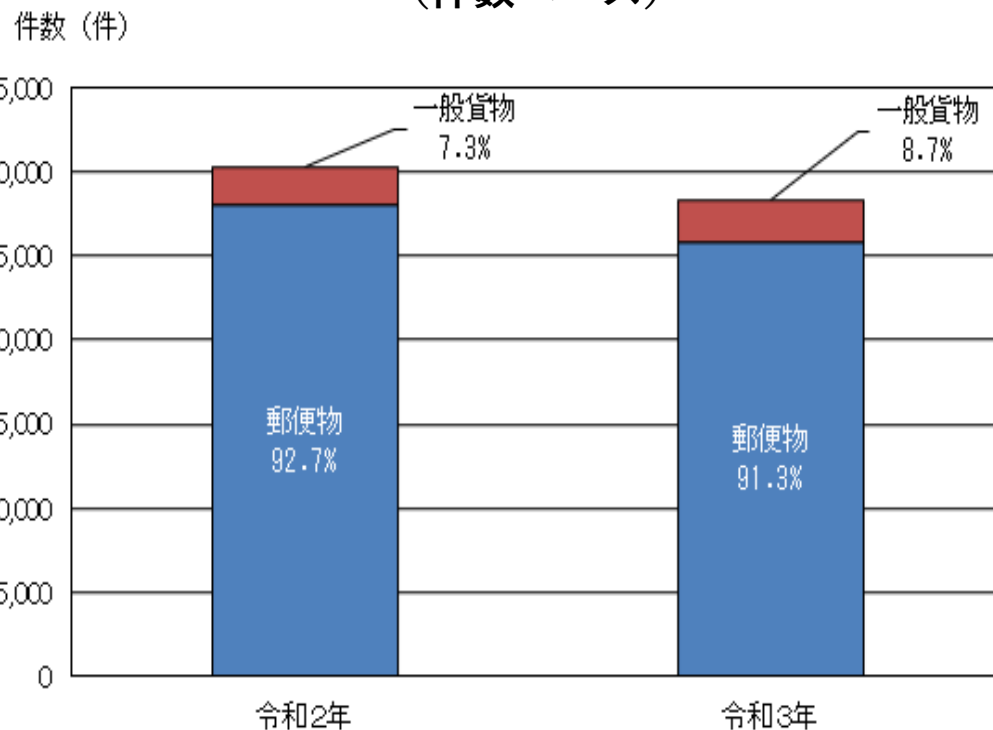
1. 模倣品の概況：水際での取り締まり

- 令和3年の輸入差止件数は、28,270件（前年比6.7%減）。輸入差止点数は、819,411点（前年比39.1%増）。
- 輸入差止件数は、郵便によるものが大半を占めており、輸入差止貨物が小口化。

知的財産侵害物品の輸入差止実績



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移 (件数ベース)



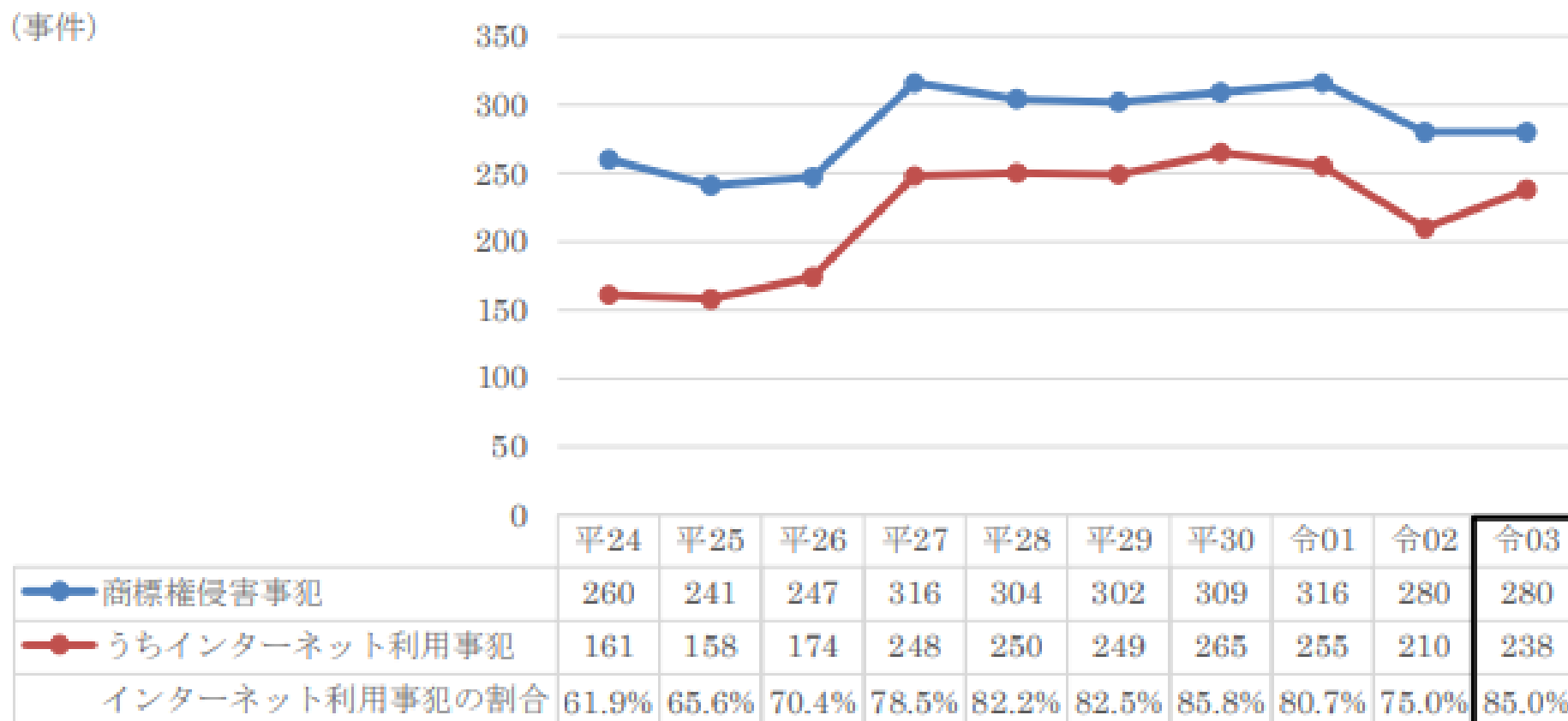
(出典) 財務省ウェブサイト「知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移」

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304a.htm

1. 模倣品の概況：知的財産権侵害事犯

- 商標権侵害事犯について、令和3年に280事件検挙され、このうち、インターネット利用事犯が占める割合は、85.0%。

過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事犯の推移



1. 模倣品の概況：販売手口の巧妙化

- 模倣品販売の“主戦場”は、路面店からECサイトへ移行。販売ツールも多用で、販売方法も巧妙。模倣品であるかの見極めも困難になっている。

ECサイトにおける模倣品販売のパターン

ECプラットフォーム
による販売
(B to C)

- 模倣品販売業者の出店が絶えない
- 主要プラットフォームは、独自パトロールや各種知的財産保護プログラムを実施している

フリマサイト
による販売
(C to C)

- 模倣品の出品が絶えない（※個人を騙る“隠れB”の存在も）
- 主要フリマサイトも、独自パトロールや各種知的財産保護プログラムを実施している

なりすましサイト
による販売

- 一見、正規販売店の直販サイトのようにみえるが、実はなりすましサイトで、販売されている商品は模倣品（※海外サイトである場合も多い）

SNS広告
による誘引

- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の広告（リンク有り）からなりすましサイトに誘引（※SNS広告は時限で削除される場合も多い）

1. 模倣品の概況：販売手口の巧妙化

<参考：偽通販サイトの例（国民生活センター報道発表（令和3年11月25日））>

百貨店の名称をかたる偽通販サイトにご注意ください！

—「高島屋」などの大手百貨店がかたられています—

全国の消費生活センター等には、「SNS等で、百貨店の支店や免税店が閉店になること等を理由に、高級ブランド品を大幅な値引きで販売するという広告から、大手百貨店をかたる偽通販サイトに誘導されて商品を注文してしまった」というインターネット通販に関する相談が寄せられています。

国民生活センターで、通販サイトを確認したところ、「高島屋」など大手百貨店のロゴマーク等が表示されており一見すると各百貨店の公式通販サイトのように見えますが、各百貨店に確認したところ、「公式通販サイトではなく、非公式の偽通販サイトである」とのことでした。

偽通販サイトでは高級ブランド品が80～90%OFFの大幅な割引がされていますが、偽通販サイトで注文した消費者からは、偽物が届いたという相談も寄せられています。



（出典）国民生活センターウェブサイト「百貨店の名称をかたる偽通販サイトにご注意ください！」
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211125_2.html

1. 模倣品の概況：インターネット対策

- インターネット対策としては、**出品の削除要請**が実務上よく行われている。知財保護プログラムに登録することで、巧妙化する模倣品にも対処。模倣品を根元から断つために、悪質な出品者の所在や製造拠点を特定。

パターン別対策の一例

ECプラットフォーム
での販売
(B to C)

- ECプラットフォーム事業者に対して、出品の削除要請を実施。知財保護プログラムに登録することで、円滑で迅速な削除が可能になる場合もある。
- 悪質な出品者の所在を特定し、民事請求、刑事告訴も検討。

フリマサイト
での販売
(C to C)

- フリマサイトでの販売も、出品の削除要請と知財保護プログラムへの登録を検討。
- 多くのサイトの利用規約は、模倣品の出品を禁止しており、利用規約違反も根拠になる。

なりすましサイト
による販売

- なりすましサイトが使用しているドメインやサーバの管理会社を調査。管理会社に対しサイトの削除要請を実施。
- 消費者への注意喚起も重要となる。

SNS広告
による誘引

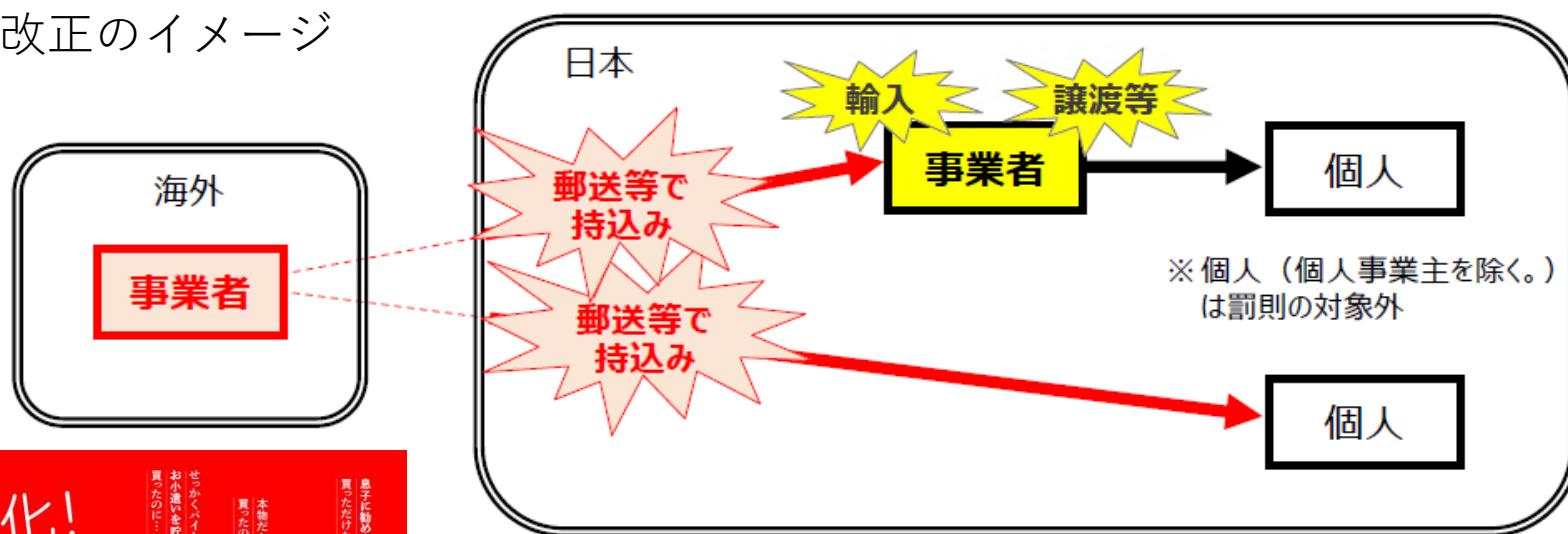
- SNS事業者へ広告削除を申請。専用の申請フォームを設けている場合もある。
- 誘導先のなりすましサイトの削除要請を実施。

1. 模倣品の概況：水際対策強化に向けた国内の動き

【法改正（本年10月1日に施行）】

- 従来侵害の成否が明らかでなかった海外事業者の行為について、模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為が商標法及び意匠法の侵害行為となることを明確化し、模倣品流入に対する規制を強化。

法改正のイメージ



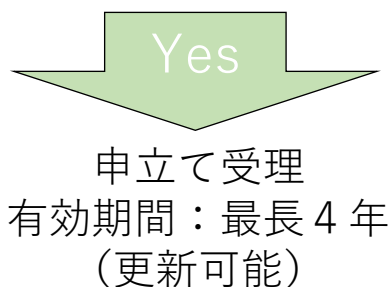
- 改正により権利侵害行為となることを明確化する行為
- 改正前から権利侵害とされていた行為

1. 模倣品の概況：差止申立制度

【差止申立制度】

- 知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者または不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し当該貨物の輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てる制度。

1. 権利者（知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者）であること
2. 権利の内容に根拠があること
（不正競争防止法に係る申立ての場合は、経済産業大臣の意見書又は認定書が必要である。）
3. 侵害の事実があること
4. 侵害の事実を確認できること
5. 税関で識別できること



2. 官民協力しての取り組み：国際知的財産保護フォーラム

- 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まり（総メンバー数296（90団体・206企業（2022年9月時点））で事務局はジェトロが務める）。
- ミッション派遣、情報交換などプロジェクトチームによる活動を行っており、内外の関係機関と連携した取組みを展開。



The screenshot shows the JETRO website's page for IIPPF member registration. The header includes the JETRO logo and navigation links. The main content area is titled '知的財産権保護' (Intellectual Property Rights Protection) and '国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）メンバー登録について' (About IIPPF Member Registration). It provides instructions on how to register, mentioning a downloadable form (175KB) and the need to send it to a specific address. A yellow starburst graphic on the right encourages users to '活用をご検討ください' (Please consider using it).

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

目的別に見る > 知的財産権保護 > 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF） > IIPPFの概要 > メンバー登録について

知的財産権保護

知的財産権保護のコンテンツ一覧 +

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF） メンバー登録について

登録を希望される企業・団体におかれましては、登録申込用紙 [\[175KB\]](#) にご記入の上、次の送付先へご送付ください。

なお、メンバー登録は原則として知的財産権の権利企業・団体に限らせていただきますので、ご了承ください。

送付先

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
ジェトロ知的財産課内
国際知的財産保護フォーラム事務局
Tel : 03-3582-5396 Fax : 03-3585-7289 E-mail : IIPPF@jetro.go.jp

活用をご検討ください

2. 官民協力しての取り組み：IIPPF各プロジェクト

中国プロジェクトチーム

中国における模倣品対策の実務等に関して、メンバー間で事例紹介やグループディスカッションを行うほか、必要に応じて国内外の専門家（弁護士・弁理士など）を招きセミナーや意見交換等を実施。

アジア大洋州 プロジェクトチーム

- ✓ ASEAN・インド政府機関に対し、真贋判定セミナー等協力支援プログラムを実施しています。また、必要に応じ、真贋判定セミナー参加メンバーと現地法律事務所や政府機関への訪問を通じた意見交換を実施。
- ✓ ASEAN・インドの主要模倣被害国・地域の政府関係者、有識者等を招へいし、各国・地域の状況について理解を促進する情報提供セミナー及びメンバーとの意見交換会を開催。

中東アフリカ プロジェクトチーム

- ✓ 中東の政府機関に対し、真贋判定セミナー等協力支援プログラムを実施。また、必要に応じ、真贋判定セミナー参加メンバーと現地法律事務所や政府機関への訪問を通じた意見交換を実施。
- ✓ 中東の主要模倣被害国・地域の政府関係者、有識者等を招へいし、各国・地域の状況について理解を促進する情報提供セミナー及びメンバーとの意見交換会を開催。

インターネット プロジェクトチーム

- ✓ 国内外のインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）等との間で、双方向な意見交換や情報交換を通じ連携強化。
- ✓ 実態把握のため、世界各国・地域のインターネット上での知的財産権侵害対策等を調査。
- ✓ メンバーニーズを踏まえ、関連セミナーを開催。

2. 官民協力しての取り組み：真贋判定セミナー

- 海外の税関・警察などの執行関係機関の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーを開催。

<開催国の実績> ※初回の実施順に記載

中国、インドネシア、タイ、韓国、ロシア、ブラジル、マレーシア、フィリピン、インド、ベトナム、イラク、チリ、ミャンマー、エジプト、米国、UAE、サウジアラビア、ラオス、カンボジア、トルコ



ベトナム執行機関職員への真贋判定セミナー
(ベトナム)



マレーシア執行機関職員への真贋判定セミナー
(マレーシア)

模倣品の摘発強化

2. 官民協力しての取り組み：外国政府職員等の招聘

- 海外の政府機関職員などを招へいし、日本政府や産業界との交流を実施。
- 主に、事業未実施の国、現地での事業の開催が困難な国を対象に実施。

<開催国の実績> ※初回の実施順に記載

中国、ベトナム、マレーシア、UAE、ミャンマー、インド、インドネシア、サウジアラビア、ロシア、フィリピン、ドバイ、イラン、エジプト、トルコ、カンボジア、ナイジェリア、バングラディシュ



サウジアラビア知的財産局、
商業投資省幹部との意見交換 (2018.7)



マレーシア国内取引・消費者行政省、
税関幹部との意見交換 (2018.10)

3. 今後の課題：SDGsの活用

- SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際開発目標。
- 知的財産権を侵害する模倣品ビジネスは犯罪であり社会に悪影響を与える。模倣品の撲滅とは、そうした犯罪を世界からなくすことであり、誰もが協力できるテーマ。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsアクションプラン 2022

【模倣品対策強化事業】

日本企業の海外展開を後押しするため、得られるべき成果が模倣品などにより損なわれることがないよう、知的財産権侵害発生国との政府間連携・協力関係の構築と、これを前提とした改善の働きかけを実施。（R4 当初予算 1.3 億円、特許庁）



3. 今後の課題：SDGsの活用（ご参考）

- 「WIPO×SDGs①」：WIPO and Sustainable Development Goals

世界知的所有権機関（WIPO）は2018年10月に、知的財産権がSDGsに貢献できる分野を整理したレポート「WIPO and the Sustainable Development Goals」を発表した。SDGsの中では、特に目標9「産業と技術革新の基盤」とWIPOの活動は密接と位置づけている（その他の目標との関係性も言及されている。）。https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_1061_2021.pdf



- 「WIPO×SDGs②」／「特許庁×SDGs」：WIPO GREEN

WIPO GREENは、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として、2013年に立ち上げられた枠組み。その基本的な活動は、データベースやイベント等を通じて、環境技術の提供者と使用者とをマッチングさせ、環境技術の活用を促進させること。6,500件以上の技術、250件以上のニーズが登録されたデータベースは、世界中で1,800人以上のユーザーに利用されている。

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>

特許庁も2020年2月にWIPO GREENパートナーとして登録されている。



3. 今後の課題：SDGsの活用（ご参考）

● 「Japio×SDGs」：SDGs技術企業ランキング

Japio（（一財）日本特許情報機構）が公表するSDGs技術企業ランキングを特許庁ホームページでも紹介（※）。Japioは、独自のAI技術を開発し、世界初となる特許情報に基づく「SDGs技術企業ランキング」を配信。世界中で注目されているESG投資の判断指標等への応用が期待される。

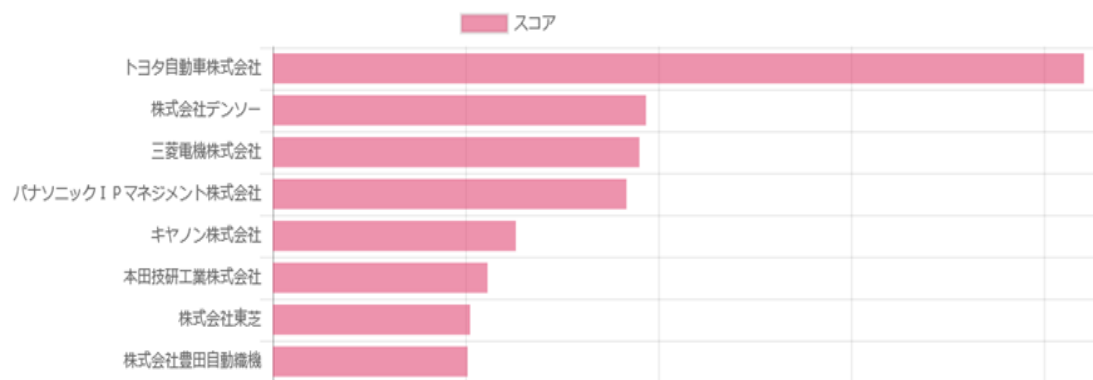
（出典：Japioホームページ「知財AI研究センター」より引用）

<https://transtool.japio.or.jp/work/>



目標7のグラフ

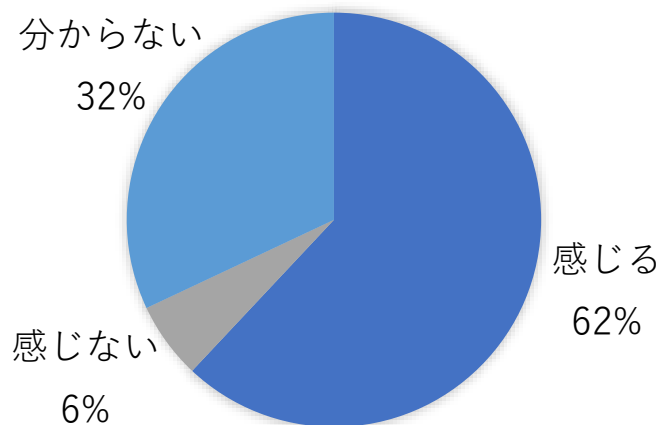
（参考）目標7：エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



3. 今後の課題：SDGsの活用（ユーザーのご意見）

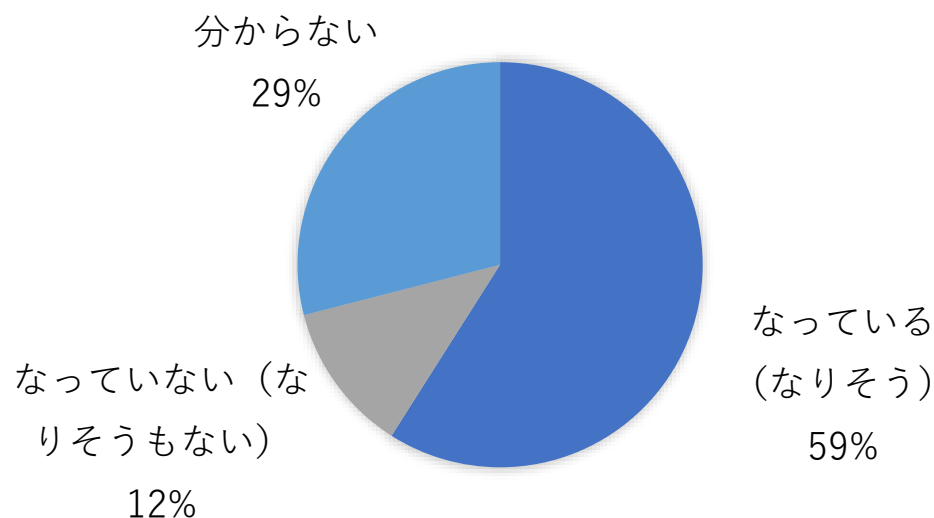
Q6 『模倣品対策はSDGsの実現に貢献する。』
というコンセプトは、貴社・貴団体の国内外を問
わないステークホルダー（利害関係者）に理解
される（共感を得られる）と感じますか？

回答	回答数
感じる	62
感じない	6
分からない	32



Q7 『模倣品対策はSDGsの実現に貢献する。』
というコンセプトは、貴社・貴団体において、模
倣品対策の必要性／重要性を説明する材料の一つ
になっていますか（今後なりそうですか）？

回答	回答数
なっている（なりそう）	59
なっていない（なりそうもない）	12
分からない	29



（注）YKKが主導する模倣品対策にかかる「B.P.P(Brand・Protection・Partnership)活動のワークショップでの「模倣品対策とSDGs」のアンケート結果。

3. 今後の課題：SDGsの活用（ユーザーのご意見）

Q8 『模倣品対策はSDGsの実現に貢献する。』というコンセプトについて、率直なご意見、ご感想、ご要望、お悩み等あれば、自由に記載してください。

企業側（メーカー、開発、権利者側）の視点に加えて、消費者ユーザー側にとって模倣品対策という活動がSDGsの実現に貢献する、という部分の説明を頂けると、**商品購買時の判断材料としても役立つ**のではないかと思います。

例えば「廃プラスチックの削減」「CO2排出量削減」のように、**直接的にSDGsに貢献する印象がないため、現段階ではまだ共感を得られる段階になっているかは疑問**。ただし、継続的に伝えていくことで理解は進むと考えます。

これまで**抜本的な対策が困難だった模倣品対策への各社の取組を後押しする、非常に有意義なコンセプト**だと感じる。

模倣品対策を実施するにあたり、**一企業の取組みのみでは実現が難しく、SDGsなど社会全体の指針により社会全体として取り組むことは有効**だと考えている。

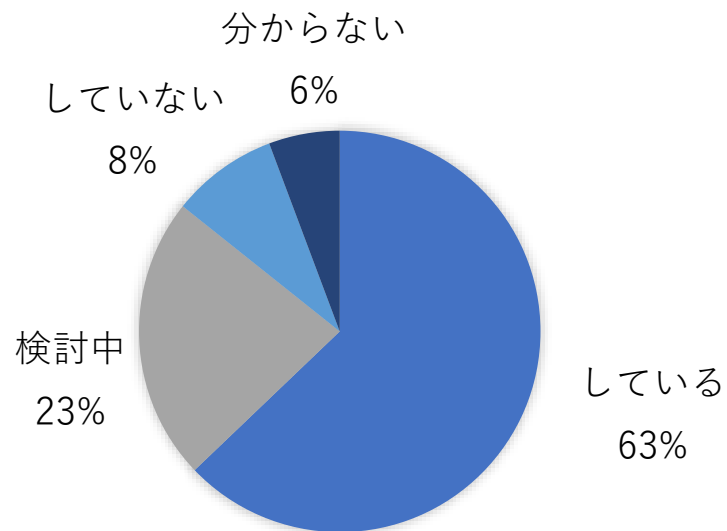
このコンセプトは中国には良いのかもしれませんが、アセアンやインド、さらに**発展していない国には響かない**と思います。まずは、安全面に問題あるという啓発活動からしたほうが良いように思います。

模倣品対策はSDGsの実現に貢献するのだということを、もっとアピールしていただくことで、**社内的にも「模倣品対策はコストばかり費やして意味が無い」**という空気も変わると 생각합니다。

3. 今後の課題：SDGsの活用（ユーザーのご意見）

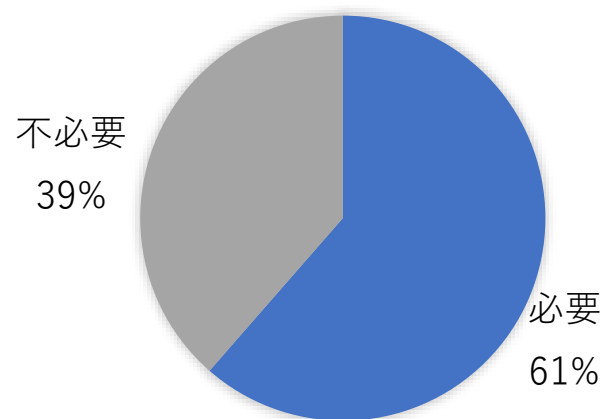
Q10 貴社・貴団体は、SDGsと何らかの形で関連付けをした経営を実践されていますか？

回答	回答数
している	44
検討中	16
していない	6
分からない	4



Q11 あなたの所属する部署が、SDGsと何らかの形で関連付けをした事業を実施する場合、トップマネジメント若しくはSDGs担当部署の許可は必要ですか？

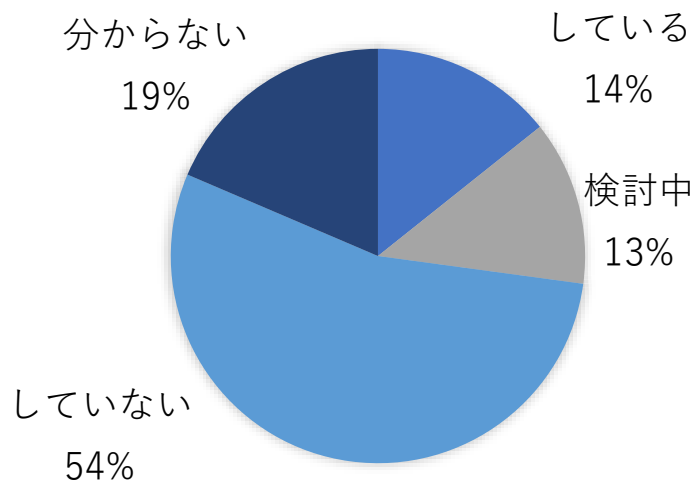
回答	回答数
必要	43
不必要	27



3. 今後の課題：SDGsの活用（ユーザーのご意見）

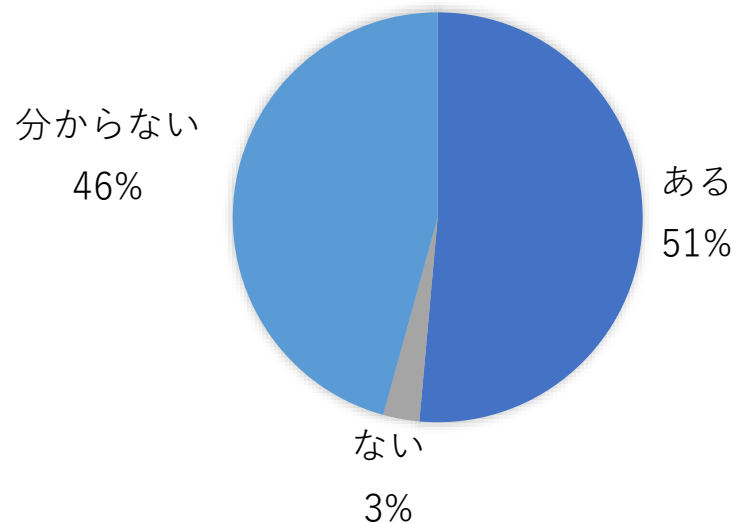
Q12 貴社・貴団体は、“模倣品対策”を実行する上で、SDGsと何らかの形で関連付けをしていますか？

回答	回答数
している	10
検討中	9
していない	38
分からない	13



Q14 『模倣品対策はSDGsの実現に貢献する。』というコンセプトを特許庁が掲げていますが貴社・貴団体が模倣品対策を実行する上で、何らかのプラスの影響はありますか？

回答	回答数
ある	36
ない	2
分からない	32



(参考) 模倣品対策／国外編 諸外国での対策

- 特許庁では、JETRO及び日本台湾交流協会に委託して、途上国・地域における模倣品対策に関する情報を収集し、我が国企業等に対して、出版物やホームページ、セミナー等の形で情報提供するとともに、各種相談に対応。



日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ | 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

🏠 > 目的別に見る > 知的財産権保護 > 国別模倣対策マニュアル・報告書等

知的財産権保護

知的財産権保護のコンテンツ一覧 +

国別模倣対策マニュアル・報告書等

お知らせ

発信者の知的財産権侵害行為に対してプラットフォーム／プロバイダーが負う法律上の責任に関する各国比較調査報告書（2021年3月）を掲載しました

国・地域別情報

資料をダウンロードしてご利用ください。

▼ ASEAN

▼ インド

▼ インドネシア

▼ 韓国

▼ シンガポール

▼ タイ

▼ 中国

▼ フィリピン

▼ ベトナム

▼ 香港

▼ マレーシア

▼ 中南米

▼ ロシア・CIS

▼ 中東

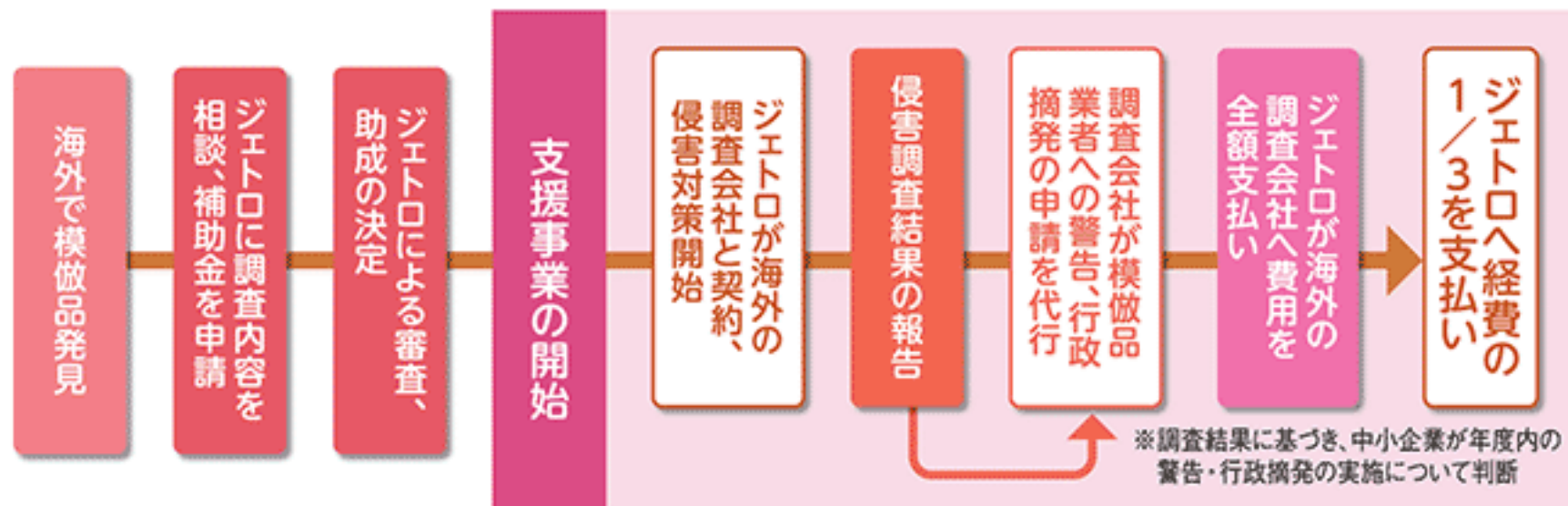
▼ 欧州

▼ アフリカ

▼ その他

（参考）中小企業等海外侵害対策支援事業（模倣品対策支援）

- 特許庁では、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業の方々に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発、税関差止申請、模倣品が販売されているウェブページの削除等を実施し、その費用の2/3を助成。



対象・要件など詳細はこちら：

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

参考 | 各種相談窓口

【政府における一元的な相談窓口】

政府模倣品・海賊版対策総合窓口（特許庁国際協力課模倣品対策室内）

TEL：03-3581-1101 内線2575

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

【産業財産権制度について】

特許庁

TEL：03-3581-1101（代表）

<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

【インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト】

文化庁

TEL：03-5253-4111（代表）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

【不正競争防止法、不正競争防止法に基づく水際差止】

経済産業政策局知的財産政策室

TEL：03-3501-1511（内線2631）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>

参考 | 各種相談窓口

【税関による水際差止】

最寄りの税関

TEL：以下URLの各税関の知的財産調査官まで

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_003_2.html

【警察による取締】

相談専用電話又は最寄りの警察署・警察本部

警察相談専用電話：#9110

<https://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>

【中小企業向けの知的財産を中心とした相談】

INPIT知財総合支援窓口

TEL：0570-082100 ※全国共通ナビダイヤル

<https://chizai-portal.inpit.go.jp>

参考 | 各種相談窓口

【法律相談】

法テラスや弁理士会（無料）

法テラス TEL：0570-078374

※法人・組合等の団体は対象に含まれず、収入等が一定額以下であることが必要。

<http://www.houterasu.or.jp/>

日本弁理士会東海会 TEL：052-211-3110

※電話番号は支部によって異なる

<https://www.jpaa-tokai.jp/activities/consultation/index.html>

弁護士知財ネット（有料）

<https://iplaw-net.com/consultation>

【海外における模倣品・海賊版相談窓口】

ジェトロ知的財産課（もしくは最寄りのジェトロ）

TEL：03-3582-5198

<https://www.jetro.go.jp/services/ip.html>

ジェトロ海外事務所

<https://www.jetro.go.jp/jetro/network.html>

【外務省による日本企業のための知的財産保護支援】

日本の在外公館（大使館、総領事館等）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html>

ご静聴ありがとうございました

特許庁総務部
国際協力課模倣品対策室

